

改正

昭和50年3月27日いわき市条例第14号

昭和52年3月29日いわき市条例第26号

昭和53年3月28日いわき市条例第20号

昭和54年3月27日いわき市条例第23号

昭和55年3月28日いわき市条例第25号

昭和56年3月27日いわき市条例第21号

昭和63年3月30日いわき市条例第18号

平成6年3月28日いわき市条例第12号

平成10年3月31日いわき市条例第16号

平成16年3月31日いわき市条例第8号

平成31年3月29日いわき市条例第41号

いわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例

(目的)

第1条 この条例は、心身に重度の障害のある者に対して**重度心身障害者福祉金**（以下「福祉金」という。）を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 福祉金の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者は、次に掲げる者（いわき市要介護老人介護手当支給条例（昭和63年いわき市条例第4号）第2条に規定する要介護老人である者を除く。）とする。

(1) 本市に住所を有する20歳以上の者（規則で定める施設等に入所している者を除く。）で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級に該当し、日常生活に介護を要するもの

(2) 本市に住所を有する20歳以上の者（規則で定める施設等に入所している者を除く。）で、福島県療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAのもの

(受給資格の認定申請)

第3条 福祉金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(福祉金の額)

第4条 福祉金の額は、年額48,000円とし、その支給の対象となる期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この期間の途中で受給資格を取得した者又は受給資格が消滅した者の福祉金の額は、月割とし、認定を受けた日の属する月から又は受給資格を失った日の属する月まで、それぞれ受給資格を有していた月数に応じて支給する。

(支給の制限)

第5条 福祉金は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）の規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、別表第1に定める額を超えるときは、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間は、支給しない。

2 福祉金は、受給資格者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の規則で定めるところにより算出した前年の所得又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その者の扶養親族等の数に応じて、別表第2に定める額以上であるときは、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間は、支給しない。

(支給の時期)

第6条 福祉金は、毎年3月に支給する。ただし、第8条第1項に該当する場合は、その届出があつたとき（4月から6月までの間に当該届出があつたときは、7月）又は市長がその事実を知つたときに支給する。

(福祉金の辞退)

第7条 福祉金は、これを辞退することができる。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格者が、次の各号の一に該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 障害の程度が1級又はAに該当しなくなつたとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 規則で定める施設等に入所したとき。

2 受給資格者が、前項の各号の一に該当するに至つたときは、本人又はその遺族若しくは同居者は、速やかに、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給資格者は、福祉金の支給を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(福祉金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により福祉金の支給を受けた者がいるときは、当該福祉金をその者から返還させることができる。

(死亡の場合の福祉金)

第11条 市長は、受給資格者が死亡した場合においては、葬祭を行った者に対し、福祉金を支給するものとする。

(届出)

第12条 第8条第2項に定めるもののほか、受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 昭和49年1月1日以後ねたきりとなり日常生活に介護を要することとなった者で、かつ、その状態が施行日以後も引続くものについては、当該状態となった日から施行日の前日までの期間は、第2条に定める期間に算入するものとする。

附 則（昭和50年3月27日いわき市条例第14号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日いわき市条例第26号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日いわき市条例第20号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日いわき市条例第23号抄）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日いわき市条例第25号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日いわき市条例第21号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日いわき市条例第18号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日いわき市条例第12号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日いわき市条例第16号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日いわき市条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する**重度心身障害者福祉金**（以下「福祉金」という。）について適用し、同日前の期間に対応する福祉金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第5条及び前項の規定によりこの条例の施行の日から平成17年3月31日までの間福祉金が支給されないこととなる者の、同項の規定によりなお従前の例によることとされた平成16年4月から6月までの期間に対応する福祉金については、改正後の条例の規定にかかわらず、当該期間において福祉金の支給を受ける資格を有していた月数に応じ、月割により算出した額を、平成16年8月に支給する。

附 則（平成31年3月29日いわき市条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 第2条の規定による改正後のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例第5条、別表第1及び別表第2の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る**重度心身障害者福祉金**の支給の制限について適用し、同日前の期間に係る**重度心身障害者福祉金**の支給の制限については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族

	であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 480,000 円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき 630,000 円とする。) を加算した額
--	---

別表第 2 (第 5 条関係)

扶養親族等の数	金額
0 人	6,287,000 円
1 人	6,536,000 円
2 人以上	6,536,000 円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 213,000 円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000 円を加算した額)